

在日朝鮮人のアイデンティティ、経路と模索 —鄭大均と鄭香均—

鄭 栄 鎮*

1. はじめに

本論が題材とするのは、鄭大均（てい・たいきん）と鄭香均（チョン・ヒャンギョン）である¹。後述するが、大学教員の鄭大均は日本国籍取得論を積極的に展開する在日朝鮮人²であり、一方の鄭香均は、外国籍を理由とした拒否にあい、外国籍を維持しつつ訴訟を起こした在日朝鮮人である。そして、この二人はきょうだいでもある。

1970年代以降、公営住宅入居、児童手当支給、公務員採用試験の国籍条項撤廃運動などの在日朝鮮人の権利獲得運動が行われた。日本人とともに行われたこれらの運動は、在日朝鮮人が韓国籍、朝鮮籍を維持しつつ、日本国籍者と同等の権利の獲得を志向していた。鄭大均は、これら在日朝鮮人運動の中でも、特に国籍条項撤廃運動、地方参政権獲得運動を批判する。一例をみれば、公務員の国籍条項撤廃運動について、「日本の公務員には日本人をもってあてるとするのは常識的なことであって、外国籍を有する者がここから除外されるのはいわゆる「排除」や「差別」の問題とはいえない」[鄭大均 1996] のであり、「日本国籍を取得すれば、今日議論されているような公務就任や参政権の問題は自動的に解消する」[鄭大均 1996] として、日本国籍取得を積極的に主張する。2001年から2010年までの10年間、「韓国・朝鮮」籍から日本国籍を取得した

者は9万775人にのぼる³。この数字には、近年日本に渡航し、居住するニューカマーの元韓国籍者も含まれるが、その多くを日本の植民地支配に由来するオールドタイマーの在日朝鮮人が占めているのに疑いはない。鄭大均の主張の影響がどの程度あるかは不明だが、在日朝鮮人が日本国籍を取得する傾向にあるのは確かだと思われる。

一方、上述の在日朝鮮人運動によって、韓国籍、朝鮮籍である在日朝鮮人の社会的地位は相対的に向上し、韓国籍、朝鮮籍を保持しながら日本で暮らす日朝鮮人も存在する。本論でいうオールドタイマーの在日朝鮮人の多くは「特別永住」の在留資格を有し、「特別永住」者の「韓国・朝鮮」籍者は2010年末で39万5,234人となる⁴。ただし、「特別永住」者を含む「韓国・朝鮮」籍者は、日本国籍の取得や自然減などもあり、2001年末の63万2,405人から2010年末では56万5,989人と、減少の一途である⁵。この数字の動きを大きいとみるか小さいとみるかは判断しづらいが、韓国籍、朝鮮籍を保持しながら日本で暮らす日朝鮮人が存在するのも確かである。

その一人、鄭香均は、外国籍を保持しつつ地方公務員の保健師⁶として東京都に勤務し、管理職試験受験の出願をしたところ、外国籍を理由として拒否された。その後、外国籍であっても管理職試験の受験資格が有することの確認を

求め、1994年に東京都を相手に提訴した。1970年代以降の在日朝鮮人運動が志向したのと同じく、鄭香均の行動も外国籍を維持しつつ日本国籍者と同等の権利を目指したものである。

日本国籍取得を主張する兄と、外国籍を維持しつつ日本国籍者と同等の権利獲得を志向した妹。このきょうだいの思考と行動は、一見すると両極端である。しかし筆者には、在日朝鮮人というマイノリティが日本社会でどう生きていくか、日本国籍取得、外国籍維持各々の立場が模索する姿を表現しているとうつつ。日本国籍取得と外国籍維持、双方の異なる思考と志向は、それぞれ在日朝鮮人という存在をどのように捉え、日本社会との関係をどう規定し、日本社会で生きていこうとしているのか。その相違点をこの二人の言説から考察するのが本論の目的である。

しかし一方、言説が相違点のみとは限定できない。先に述べたように、日本国籍取得、外国籍維持と各々の立場は違えども、在日朝鮮人が日本社会でどう生きていくかを模索している姿は共通である。であるならば、その志向は異なっているが、共通点もしくは類似点も少なからず存在するはずである。したがって、本論では、各々の言説の共通点、類似点をもあわせて考察していきたい。

なお、鄭大均は大学教員という立場にあり、雑誌論文等で自己の主張を発表する機会が多いのに比較すると、鄭香均のそれは、自身が提訴した裁判に関するものに限られている。きょうだいではあるが、鄭大均が自己の主張が活字化できる、いわば権力的な立場にいるのに対し、鄭香均は裁判を通してはじめて自己の主張を活字化できるようになった。したがって、この両者の社会的立場の違いをはじめ、学歴差、ジェ

ンダーによる経験の差などが両者の言説に影響を与えているのは否定できない。つまり、きょうだいであっても、「在日朝鮮人」カテゴリーの内実が決して同質でないのがこの両者の言説から明らかにできるのでなかろうか。

2. 鄭大均の言説

先に簡単にふれたとおり、鄭大均は日本国籍取得を積極的に主張する数少ない在日朝鮮人の研究者である。「一世が戦前から日本に住んでいる特別永住者たちはどんどん日本国籍を取得して、日本人として生きていけばいい。わたしはそんなことを1990年ごろから主張していた」[鄭大均 2006: 179]とあるように、在日朝鮮人のいわゆる「知識人」の中では1990年代の比較的早くから日本国籍取得を主張し、2004年には実際に日本国籍を取得している [鄭大均 2006: 179]。

鄭大均は、大学在学中にアメリカ東海岸のエスニック探訪をテーマにして大学の奨学金を得て渡米し、韓国から渡米してきた韓国人との出会いがあったという [鄭大均 2006: 15-20]。その経験から、「在日は日本人との関係ではコリアンであることが了解されても、日本の外では、その了解が保証されるとは限らない。日本で生まれ、日本語を母語にし、東京を中心にして世界を眺めるような在日が、日本の外に出たとき、彼や彼女は自分がコリアンであることを、日本にいるときのような自明性で語ることができるのか。あるいは自分がコリアンであるということが、かつての自明性で了解されるのか」[鄭大均 2006: 20]として、「在日の国籍という客観的なグループ・メンバーシップと、より主観的な帰属意識の関係が、国境の垣根を超えたときに経験する変化の問題であり、わたしはそれをやがてアイデンティティと帰属という言葉で整理

するようにな」ったとする [鄭大均 2006: 20]。

この言葉にあるように、鄭大均の言説には在日朝鮮人のアイデンティティと帰属が頻出する。鄭大均は、在日朝鮮人には「韓国・朝鮮籍をもちながらも朝鮮半島への帰属意識が稀薄であり、外国籍をもちながらも外国人意識が稀薄であるというワン・セットの状況」 [鄭大均 1996] と、「アイデンティティと帰属、つまり心理的帰属と政治的帰属の間の乖離や齟齬という状況」 [鄭大均 1996] がみられ、これを「在日のアイデンティティと帰属（国籍）の間にはズレがある」 [鄭大均 2003a] と言説化している。「在日は要するに名が体を表していない。韓国籍や朝鮮籍を持っていても、本国に連帯意識があるわけではないし、外国人登録証明書を持っていても、自分が本当の外国人だとは思っていない」 [鄭大均、同] という。そして、「日本国籍を持たない限り、内国人との間に機会や権利の完全な平等を獲得することもできない」 [鄭大均 2003a] もの、「日本国籍を取得すれば、参政権や公務任用の問題は自動的に解決するのであり（中略）アイデンティティに合わせて帰属を変えればいい。つまり日本国籍を取得すればいいのであり、望むならコリア系日本人として生きればいい」 [鄭大均 2003a] と述べ、アイデンティティと帰属のズレを解消する手段として、日本国籍の取得を主張する。

鄭大均が在日朝鮮人に日本国籍取得をすすめるのは、「二世や三世たちは日本語を母語とし、ソウルや平壤をではなく、東京を中心にして世界を眺め、自分を眺めている。（中略）アイデンティティと帰属の間にズレがあるということは在日が不透明な存在になっているということであり、不透明であるということは自分が説明しにくい」 [鄭大均 2005a] からである。鄭大均は、

在日朝鮮人を居住国である日本との関係だけでなく、対朝鮮半島、対世界的な視点から述べており、日本国籍でない在日朝鮮人が日本にいる限りは、在日朝鮮人という存在のコンセンサスが得られるというが、100%そうかは疑わしい。鄭大均がいうところの「在日朝鮮人」とは、その言説から理解すれば、日本で生まれ、日本語を母語としている存在であろう。たとえば、筆者は日本で生まれ、日本語しか使えないと同時に民族名を使って生活しているが、初めての場で民族名の自己紹介をすると、ほぼ必ず、「いつ日本に来られましたか」、「日本語が上手ですね」と、声をかけられる。民族名を名のる在日朝鮮人の多くがこのような経験を有しているのではなかろうか。この例からも、在日朝鮮人という存在が日本でコンセンサスを十分に得ているかは疑わしい。

在日朝鮮人が海外に渡航する場合、日本から旅立つ際に所持するのは日本のパスポートでなく、さらに帰るのは日本となる。筆者はアメリカの空港で韓国のパスポートを保持しつつ、なぜ日本に帰るかをアジア系の顔立ちをした空港職員から問われた経験がある。鄭大均がいうように、在日朝鮮人の存在を説明できないとする主張——在日朝鮮人の居住国と国籍の違いを論理的に説明せざる得ない体験を、筆者は乏しい人生経験中にて体感している。だが、このような経験をする在日朝鮮人がどれだけ存在するであろうか。しかも、その説明責任が在日朝鮮人だけにあるともいうその主張には疑問を抱かざるを得ない。

鄭大均は、1981年から95年まで生活の拠点を韓国においていた [鄭大均 2006]。韓国での生活について「共感よりも違和感を覚えることの方が多い」 [鄭大均 1987] と述べ、韓国滞在中に日

本に帰りたいと考えたかという質問に、「一年目はそれなりに新しい発見がいっぱいあってエクサイティングに過ごしたといえますけど、二年目以降はずっとそれを考え続けながら暮らしました」[金美齡・鄭大均 1998] という。このような経験が、「私の場合は、ほかの在日と違った物言いができる一つの理由は、韓国に長く住んでいたということもあるかもしれませんが」、「一般的に在日論というのも、どうも日本人との間の差別、被差別とか、支配、被支配とか、そういうものに非常に関心が払われていて、もう一つは、韓国との関係で在日を語るということも必要だと思うんです。ですから、私の在日論には本国との関係での議論が入ってきている¹⁷⁾」という主張につながっている。

つまり、鄭大均は、在日朝鮮人が韓国という国からはあくまでも「在日」の朝鮮人（韓国人）という存在であり、かつ、本国の韓国人とは同質になり得ないことを指摘している。異質であり、なおかつ同質になれないとの前提から日本国籍取得を主張し、「望むなら、コリア系日本人として生きればいいのである」[鄭大均 2003a] として、日本人というアイデンティティを保持すればよいというのである。

しかしながら、鄭大均の日本国籍取得論は、単にアイデンティティと帰属とのズレを解消するためだけではない。「在日は政治的な権利をもたないかぎり自己の運命をコントロールすることができないということであり、政治的な権利をもつということは、日本国籍を取得（帰化）するということである。日本国籍を取得すれば、今日議論されているような公務就任や参政権の問題は自動的に解消する」[鄭大均 1996] という記述や、「日本国籍を取得すれば、参政権や公務任用の問題は自動的に解決するのであり、そ

うすることによって、私たちはハンディキャップゆえに同情される人間でも、特権ゆえにねたまれる人間でもない普通の人間としてこの社会で生きていくことができるはずである」[鄭大均 2003a] とあるように、在日朝鮮人が日本国籍を取得した上で、日本社会へ政治参加することをすすめている。在日朝鮮人の日本国籍取得によって、在日朝鮮人と日本人が同等の立場になることを「普通の人間」と表現しているが、つづく「できるはずである」の「はず」という記述からは、それを確信していないのもわかる。鄭大均が主張するように、在日朝鮮人が日本国籍を取得すれば、公務就任や参政権の問題は確かに解決する。一方、日本国籍の取得で私人間の差別も撤廃できるかのようにも読解可能な主張には、注意する必要もある。

しかしながら他方では、在日朝鮮人の日本国籍取得と日本社会への政治参加が「この国（筆者注・日本）の多元化に寄与するものでもあろう」[鄭大均 1996] としているのにも注目したい。「多文化共生社会を実現する最も確かな方法は、日本国民という枠を広げることであり、コリア系日本人の誕生はそれに貢献すると思われる」[鄭大均 2005b] として、鄭大均は日本社会への貢献をも説いている。「在日のように本国への帰属意識に欠けるような集団が外国人として扱われ続けるようでは、この国は永遠の日本人、つまり世襲の日本人だけで構成されることになる。それでいいのだろうか」[鄭大均 2005b]、「共生社会を実現したいというなら、なぜ日本国民という枠組みそのものを広げようとはしないのか」[鄭大均 2003a] という主張には、日本の国のあり方——おそらく国籍取得制度に対してであろう——にも苛立ちをぶつけている。つまり、先に引用したとおりに、在日朝鮮人は、日本の多

元化に寄与できる存在だと言説化しており、ここだけをみれば、その主張に賛同する在日朝鮮人は多数に上るであろう。

だが一方では、鄭大均の国家に対する思考を注意深く読む必要もある。「外国籍を持つ限り、私たちは政治的な権利から遠ざけられるというだけでなく、責任や義務の感覚からも遠ざけられてしまう」[鄭大均 2003a] としており、個人が国家への責任や義務を果たす必要があるとする意味を含んでいる。「日本人であれ韓国人であれ、自己と国家をあまりにも重ね合わせる思考には問題がある。しかし国家の主権者たる国民にはよりよい自国を形成するのに貢献する義務があるはず」[鄭大均 1996] ともいう。さらには、「韓国の国籍を持っているということは、ある程度は韓国と運命をともにするという意味するはず」[鄭大均 2005a] ともある。つまり、その言葉が示唆するのは、日本国籍の所有は日本と運命をともにする行為ということである。

鄭大均の日本国籍取得論とは、在日朝鮮人のアイデンティティと帰属の間のズレを解消すると同時に、日本社会の多元化をすすめるものである。しかしながらその内実は、在日朝鮮人に日本国家への貢献、同一化をも迫っており、それを声高らかに過激にでなく、きわめてソフトに主張しているのである。

先の引用のとおり、鄭大均は、在日朝鮮人論を在日朝鮮人と日本との関係だけでなく韓国との関係からも展開し、日韓関係論や韓国論も執筆している。それは「韓国にクリティカルという性格を持つもの」[鄭大均 2003b: 294] であり、「今日の日本では、保守派の媒体では受け入れられても、進歩派の媒体では受け入れられにくい」[鄭大均 2003b: 294] という。しかしながら、鄭大均の言説が鄭大均のいう「保守派」に

受け入れられる理由は、単に韓国に批判的だからではない。国家への貢献や同一化という言説。これこそが、「保守派」に受け入れられている要素でなかろうか。

3. 鄭香均の言説

ついで、鄭香均である。先にふれたが、鄭大均がいわゆる「知識人」としてその主張を活字化し、発表する場が多いのに比べ、鄭香均はそうでない。そのことに留意しつつ議論をすすめていきたい。

先にふれたとおり、鄭香均は、地方公務員（保健師）として東京都に勤務し、管理職試験の受験を外国籍を理由として拒否され、東京都を相手に受験資格の確認を求めて訴訟を起こした。鄭香均が保健師職に就いたのは1988年であり、それ以前は看護師であった。

「兄たち¹⁸は高校を出ると、働きながら大学で学びたいと上京していきました。私も当然進学するつもりでいたのですが、高三のある日、試験勉強しながらふっと母親に「就職しようか」と言うと、「そうしてくれる？」と思いがけない返事でした。経済的にそれだけ苦しかったのでしょう」[鄭香均 1997a] とある。兄たちが進学できたにもかかわらず、鄭香均は進学希望であったのが、母の一言で就職へと進路を変更している。鄭香均の言葉からでしかこの経緯は明らかでないが、男には勉学が認められ、女には就労が求められたということである。

「年末でしたが、3、4人の先生が、「じゃあ、とりあえず自分の知っている企業や銀行に声をかけてみようか」と言って下さいました。その先生方が企業に電話をかけた途端に「朝鮮人がこんなに就職できないなんて知らなかった」と頭を抱え込んでしまったのです」[鄭香均 1997a]

とあり、在日朝鮮人を理由とした就職差別も経験している。「皆で考えるうち、「看護婦って白衣の天使というんだろ、“天使”には国籍はないよ」という話」[鄭香均 1997a] になり、「働きながら学ぶには准看護婦になるしかないので、手分けして病院宛に100通くらい葉書を出し、1通だけ、「面接しましょう」という返事が来たのです。横浜の病院で働きながら二年間看護学校に通い、資格を取りました」[鄭香均 1997a] とある。

その後、「兄⁹が川崎の開業医の家で家庭教師をしていたのですが、公害のひどい、同胞のたくさんいるところで、日本人の看護婦は続かずに辞めていく。働いてみる気はないか、と誘われ」[鄭香均 1997a]、働きはじめた川崎の地で「初めてチマチョゴリを見、朝鮮料理を食べ、日常会話に朝鮮語を聞いて、こんなにたくさんの朝鮮人が日本にいるということを知りました」[鄭香均 1997a] という¹⁰。その後、都内の病院で働き、そこで日本人が大多数の中、はじめて本名の鄭を名乗ったとある。のちに再度看護学校に入学し、そこで保健師の資格も取得し、1988年に東京都の外国人保健師第一号として東京都職員となった [鄭香均 1997a]。保健師としての勤務では、「鄭という朝鮮名を名乗って家庭訪問をし、病気の話や経済的なこと、家族関係から遺伝性疾患の有無まで聞くことがあっても、拒否されたことは一度もありませんでした」[鄭香均 1997a] という。「入って五年目、主任試験に合格しました。保健所の統廃合が話題になり始めていた頃です。保健所で、人数が一ばん多いのは保健婦です。「保健婦ここにあり」という形で行政に意思を反映させるために管理職試験に挑戦してはと、都庁の地域保健課のトップの女性に勧められ」[鄭香均 1997a] 出願したものの、外国籍であるために受験を拒否される。そして、

受験資格が有することを確認するため都を相手として1994年に提訴した。この裁判は最高裁まで争われ、2005年に鄭香均の敗訴となった¹¹。

以上、鄭香均が提訴するまでを鄭香均の言葉からみてきたが、先にふれた以外にも、「民族差別は日常茶飯事でした。学校内で経験したことはありませんが、帰宅途中、突然石を投げつけられたり、服の中にドロを入れられたり、はやしたてられたりしました」[鄭香均 1997b] ともあり、自身の被差別体験が多く述べられている。先に鄭大均の個人的体験をみてきた。そこには、「家族だけでない。学校でも地域社会でも、自分がコリアンであることを肯定的に眺める契機が与えられていたとは思えない。差別に負けるなという言葉に出会うことはあったが、コリアンであることが自己肯定につながるような契機が与えられたとは思えない」[鄭大均 2006: 71] とあるが、自身の被差別体験を多くは述べていない。それに比較すると、鄭香均は被差別体験を多く綴っている。もっとも、鄭大均は「在日を聖なる犠牲者のように扱うのはよしてほしい。在日が日本で生活していることに特別な意味はないからだ」[鄭大均: 2003a]、「被害者としてのアイデンティティーにとらわれ、そこに人生の根拠や動機を見いだすのは賢明な生き方ではない」[鄭大均 2005b] としており、自身の被差別体験を積極的に述べるとは考えられない。また、先にふれたように、鄭大均が日本国籍取得を主張するのは、アイデンティティと帰属のズレを解消する手段としてであり、その根底の被差別体験は——皆無とは思えないが——みえづらい。

一方、鄭香均は国籍の違いによって管理職試験の受験を拒否されている。自らの被差別体験を強調することで、その被差別性の根拠が自身にないのを明らかにしつつ、差別に対抗する必

要があったと思われる。したがって、鄭香均の在日朝鮮人論では、自身の被差別体験だけでなく、在日朝鮮人の被差別性が強調されている傾向が強い。

人は生まれる国を選ぶことはできません。私は朝鮮人の父と日本人の母を両親に、日本の地で生まれたのです。何故、日本の地に生まれ、日本語しか話せず、日本文化しか知らない私の国籍は韓国なののでしょうか。それは大和魂の精神文化による国家イデオロギーの結果、侵略され、植民地とされ、土地を奪われ、家を奪われ、食べる物を奪われ、両親や兄弟、恋人を奪われ、名前を奪われ、言葉を奪われ、文化を奪われ、命を奪われ、お椀やさじや履き物まで奪われ、国をまるごと破壊され、略奪されたその結果、故国から追い出された者とその子孫が、加害国である国に住まざるを得なくなった被害国の歴史のみならず、侵略戦争、植民地支配の戦後処理の不正義、不誠実な結果として、世界に類をみない在日朝鮮人の誕生の歴史だったのです [鄭香均 2006: 37-38]

この文言は最高裁判決後に書かれ、裁判の敗北という結果もあってか、きわめて攻撃的である。日本の加害性が多々述べられているが、それは在日朝鮮人の被差別性と表裏一体である。つまり、先に述べたように、鄭香均が経験した受験拒否という差別に対抗するには、その差別が外国籍の在日朝鮮人である自身に対してであることから、在日朝鮮人の被差別性を強調することで、その被差別性が在日朝鮮人の責任でないこと——つまり、日本の加害責任を訴え、

抗い、闘う必要があった。

そもそも管理職試験の受験は、「『保健婦ここにあり』という形で行政に意思を反映させるために管理職試験に挑戦してはと、都庁の地域保健課のトップの女性に勧められ」 [鄭香均 1997a] でのものであり、「保健所の統廃合の動きの中で、保健師削減の話が出たとき、上司から「保健師ここにありき」の行動を見せるために管理職試験を受けて欲しい」と言われたのです。管理職になりたかったわけではないのです」 [鄭香均 2005] とあるように、管理職になりたいという動機からではない。また、受験拒否後の裁判に至る動機をみれば、「差別の壁があることを知りながら、その前から退いたら人生を語れない。裁判をしてもしなくても苦しいなら、自分で自分を許せる生き方をしたい」 [鄭香均 1997a]、「見苦しいまでに右往左往し、数ヶ月後、差別の壁の前で膝を抱え頭を垂れ黙する生き方を選んだら、私は私を許すことはできないだろう。私は自分の人生を語れないだろう。自分で自分を許せる生き方として差別と闘うしかない」と決意しました⁽¹²⁾ [鄭香均 2006: 43] とある。これをみれば、差別との闘いという側面があるのは確かだが、それは生き方を後悔せず、自己否定しないための闘いであったと思われる。このような思考に至るには、進路を変更し、就職先が決まらなかったとする経験も影響したのではなかろうか。鄭香均自身は進学希望であったにもかかわらず母の一言で就職へと進路を変更し、さらには在日朝鮮人であるために就職が決まらなかった。のちに看護師資格、保健師資格を取得し、差別を感じずに働いていたが、管理職試験の機会にあらためて差別を経験した。進学をあきらめた経験と、働くという生活の場で直面した差別が、生き方を後悔せずに差別に抗う思考へと

導いたといえる。ただし、その行動は在日朝鮮人を代表したものでなく、上記をみる限りでは個人的な闘いだったといえる。

一方、この裁判を支えたのは、「[足下での差別を見過ごすことはできない]として集まってくれた自治体職員で、多くは私とは一面識もない日本国籍者」[鄭香均 2006: 43]である。これらの支援者との裁判闘争は、「ほんとうに共に生きるために、日本人の罪悪感や、あるいは差別を楯にとってお恵みを頂戴するのではない闘いの組み方を、一緒に考えて生きたい。国籍はひとつの違いですが、違いをふまえたうえで普遍的なもの、公平性を求めていきたい。何が公平なのか、何が普遍性をもった差別との闘いなのかを考えていきたい」[鄭香均 1997b]とするもの、つまりは在日朝鮮人と日本人との共闘である。外国籍の在日朝鮮人が排除され、鄭香均個人を支えるためとはいえ、多くの日本人が在日朝鮮人差別への闘いに集結した。ここに集結した日本人にとっての鄭香均は、反在日朝鮮人差別のシンボルである。鄭香均の闘いは外国籍である在日朝鮮人への差別に対してであり、であるからこそ、「違いをふまえたうえで」とあるように自己が在日朝鮮人であることを、反差別をともに闘う日本人、日本社会に対して訴え続ける必要が生じる。鄭香均の裁判を支えた日本人も反在日朝鮮人差別の闘いに参加したのであり、そこに求めるのは闘う鄭香均個人ではなく、闘う在日朝鮮人としての鄭香均である。いつしか、鄭香均個人の闘いは在日朝鮮人鄭香均の闘いへと転化したのではなからうか。最高裁判決時では「壁の前でたじろげば、後進の道がふさがる」¹³、「後に続く人のために、できる限りのことをしたい」¹⁴とするコメントを発しているが、「後に続く人」や「後進の道」が在日朝鮮人を指してい

るのは明らかであり、かつ、これまでに引用してきた、提訴まもない時期に書かれた論文にはみられない記述である。個人的な闘いがいつしか在日朝鮮人を代表した闘いへと転化しており、それが日本人、日本社会との相互作用によってもたらされたのは明らかである。

また、「私たちが在日朝鮮人は、日本国籍者が示す朝鮮人像を自己のものにせざるを得ず、自分自身が朝鮮人であることを認めること自体、自分の尊厳や誇りを傷つけることであるとして、朝鮮人であることを否認する生き方しかできなかった時期を共有しているのではないのでしょうか」[鄭香均 2006: 52]ともある。在日朝鮮人の被差別性を語ると同時に、「私たち」とあるように、他の在日朝鮮人にも各々の被差別体験と在日朝鮮人の被差別性の共有をはかっており、この文言からも、個人の闘いが在日朝鮮人を代表しての闘いへと転化していったのが理解できる。さらには、「最高裁判決後の報告集会において「戦後60年になるのに、判決が在日の歴史に全く触れていないことが残念」¹⁵」とのコメントからもそれは可能である。

鄭香均の裁判は、在日朝鮮人を代表した闘いだったといえるが、引用のとおり日本人と在日朝鮮人が「共に生きるため」のものであり、かつ、「私がこの裁判を通して一緒に考えていただきたいと思うのは、言葉や文化、国籍、民族の歴史など、違いを踏まえた上で、ひとりひとりが違うことを大切にする社会を、どうしたらつくり出せるか、ということです」[鄭香均 1997a]というものでもあった。だが一方では、「私たちが在日は、心ある日本の方々と一緒に戦後民主主義をがんばってつくってきたと思っています」[鄭香均 2005] や、「[当然の法理」¹⁶の根底にある「朝鮮人なんか煮て食おうと焼いて食お

うと勝手」という心情を支えてきたのは国民のみなさんです。そのような社会はブーメランのようにみなさんに戻ってくるのではないのでしょうか」[鄭香均 2005]、さらには、「(在日韓国人の) 私たちだけの問題ではなく、国民全員の問題。日本社会にひずみがあることを提示することはできた¹⁷⁾」ともある。つまり、鄭香均の闘いは自己否定しないためのものであったが、日本社会を変革するためとなり、かつ日本人の変革を求めるものへと転化したのである。反差別の闘いのために在日朝鮮人の被差別性を唱え続けることで、自らの言説と日本社会との相互作用によって、個人の闘いが在日朝鮮人を代表しての反差別の闘いへと転化していき、さらには日本社会変革をはかる闘いへと転化したのである¹⁸⁾。その変化に鄭香均は気づいていたであろうか。それとも、反差別の闘いをいつしか自己の使命としたのであろうか。これをその言説からうかがい知ることはできない。

4. その相違点

日本国籍取得論を展開し、実際に日本国籍を取得した鄭大均と、外国籍を維持しつつ日本国籍者と同等の権利を求めた鄭香均。二人の正反対の生き方を鄭大均は、「それはあり得る話でしょう。兄弟が3人いて、1人が創価学会に入り、1人がクリスチャンになって、1人が無宗教になる、それぐらいの差じゃないですか」[鄭大均 2007: 94]と語り、決して特異な例でないという。一般的に、マイノリティである在日朝鮮人は同様の思考を持っているとされる傾向は強い。「在日朝鮮人」というカテゴリーもその内実は思考や実態——世代、社会階層、ジェンダー、朝鮮半島上の国家との距離感、民族団体との関係等々——が多様である。ここに取り上げた2人から

もそれは明らかである。

それらはあらためて述べるとして、鄭大均、鄭香均双方の言説について、まずは相違点である。日本国籍の取得であるが、鄭大均は、アイデンティティと帰属のズレを解消するために日本国籍取得を主張している。鄭香均は、「保健婦になってからは(中略)、ほんとうに『ここには差別がないのでは』と思わせる毎日でした。こんなに差別がないなら、日本国籍をとってもいいのではないかと思ったときもありました」[鄭香均 1997b]としていたが、その後外国籍を維持しつつ訴訟を起こした経緯からは、日本国籍取得を否定的に捉えているのに間違いはない。

なお、鄭香均が日本国籍取得を考えたとする言葉をみれば、在日朝鮮人の日本国籍取得は、在日朝鮮人差別の厳存から行動へと至るのではなく、その反対に在日朝鮮人差別が緩和すればこそ、増加するとも推測できる¹⁹⁾。鄭大均は外国籍者のうち特に在日朝鮮人への地方参政権付与について、「韓国・朝鮮籍を持ちながらも母国への帰属意識に欠けるとともに、外国人意識にも欠けるという二重の状況である。そんな人々に参政権が与えられたら、宙ぶらりんな状況が永続化してしまうだけのことだろう」[鄭大均 2010]と反対する。だが、鄭香均をみれば、差別の減少が在日朝鮮人の日本国籍取得の志向を湧出させると推測できる。この推測に間違いがないとすれば、地方参政権が在日朝鮮人に付与された場合、日本国籍取得がかえって増加すると予測できるがいかがだろうか。

それはともかくとして、鄭香均は日本国籍を取らない理由を、「その方が生きやすいことはわかっているのですが、人間は弱いものです。日本国籍をとっても、差別から目をそらさない方が私にあるなら、その方がもっと自由でいいと

思います。でも、私はそんな強い人間ではないので、差別されない側に行ったら、差別する側にまわってしまうかもしれない。たとえば障害者と向かいあっているとき、彼・彼女らからみれば私は差別する側にまわっているんだろうな、という思いが、私にはいつもあるのです」〔鄭香均 1997a〕とする。つまり、鄭香均にとっての日本国籍取得とは、強者の立場に身をおく行動である。外国籍者が弱者だとして、弱者が弱者のままでもよい生き方を求めようとしている。この鄭香均に類似する言説として考えられるのが上野である。

上野は、自身の考えるフェミニズムが、女性に対して男性並みにジェンダー間の分配公正を要求する思想ではないとして、「ジェンダーの枠組みのもとでは、男性はまず何よりも（女性）差別者である。男性に似るとは差別者に似る（女性にとっては、自ら女性差別者になる）ということの意味する。しかし、差別者になるためには、差別される者が必要になる。差別される者がおらず、全員が差別者である社会は考えられない」〔上野 2006: 33-34〕という。この上野の指摘の「男性」を「日本人」に、「女性」を「外国人」または、「在日朝鮮人」に入れ替えれば、先の鄭香均の言説に似通ったものとなる。ならば、鄭香均の思考や行動とは——実際に影響されたか否かは不明であるが——フェミニズム思想に依っていると見える。

一方、鄭大均の言説にはアメリカの黒人知識人、スティールの影響がみられる。スティールは、人種問題に疲れ切った黒人が「人種疲労」〔Steele, 1990=1994: 26〕だと表現する。これまでに幾度も引用した鄭大均の論文のうち、1996年に書かれたものには、在日朝鮮人が切実さに欠ける行動を繰り返すとそれが民族疲労につながるるとす

るものがあり、そのタイトルも「在日の民族疲労」〔鄭大均 1996〕である。鄭大均は「在日を聖なる犠牲者のように扱うのはよしてほしい」〔鄭大均 2003〕として、在日朝鮮人の被害者性を否定する。スティールはアメリカ公民権運動の成果として措置化されたアフーマティブアクション⁽²⁰⁾が黒人の自助努力を奪ったと批判し、「被害者的アイデンティティ」〔Steele, 1990=1994: 61〕が黒人の必需品になったという。鄭大均は在日朝鮮人、スティールはアメリカ黒人の被害者性を各々の立場から否定している。

また、スティールは、公民権運動が1960年代中頃から人種を手段にして権力を獲得し、賠償を請求する目的から人種と権力を結合させる手段が登場したとして、これを「人種的権力」〔Steele, 1990=1994: 85〕とし、黒人が被差別の立場の無垢性を主張して権力の拡大を狙ったとするが、鄭大均も同様に、在日朝鮮人の権利獲得運動が自らを被害者として語り、無垢化に貢献したという〔鄭大均 2005a〕。さらには、鄭香均が最高裁判決後に発した「日本には来るな」という発言を、「抑圧された人間の言葉というよりは、神の高みから人間を裁くような言葉」〔鄭大均 2005a〕だとしてその権力性を厳しく批判しており、鄭大均とスティールの類似性がここからも理解できる。

しかしながら、スティールは自らの被差別体験を吐露し、内面の葛藤を垣間みせながらも、それでもなおかつ1960年代中旬以降のアメリカ公民権運動と黒人を批判しているが、鄭大均の主張にそのような葛藤を感じ得るものは、筆者が把握するところでは多くない。なお、スティールと鄭大均はいずれも「知識人」といわれる立場にあり、各々の主張を活字化できる立場でもある。すなわち、スティール、鄭大均の発言が

市井の黒人、在日朝鮮人を代表、代弁していないのは確かであろう。

先ほどから何度も述べているように、鄭大均がいう日本国籍取得の主張とは、アイデンティティと帰属のズレを解消する手段である。鄭大均の記述には、アメリカ在住中に、中年の白人女性から何人かと声をかけられ、「韓国人」だと答えるものがあるが〔鄭大均、1975〕、後年には、「私自身が韓国に対する帰属意識がないのに、どうして韓国籍を維持しているのだと言われると、なかなか説明できませんでした」〔鄭大均 2007: 92〕としている。また、韓国では、「本物の韓国人との付き合いのなかで（中略）韓国籍を持っている限り、彼らは彼らの考える韓国人らしさを期待する」〔鄭大均 2007: 92〕とあり、アメリカでの「韓国人」とする自己規定が、韓国での生活経験によって変化している。先に述べたとおり、韓国での生活経験が、在日朝鮮人という存在が本国の韓国人とは同質になり得ないことを確認するものとなったのは明らかである。ここでの経験は「共感よりも違和感を覚えることの方が多い」〔鄭大均 1987〕としたものである。つまり、鄭大均は韓国社会との相互作用によって、在日朝鮮人の韓国社会での同質感よりも異質感が勝るのを確認し、同時に、在日朝鮮人の日本社会での異質感でなく同質感を深めたのである。これが日本国籍取得論を展開させる要因となったのは明らかである。日本社会との同質性を確認するためには、国籍と帰属意識の一致を強調しながら、国家との同一化を指し示す必要が生じる。鄭大均には「コリア系日本人」という言説があったが、日本人と在日朝鮮人が異なる前提を有しているからこそ、「コリア系日本人」という言説があらわれる。だが、これは、「コリア系」の「日本人」であり、在日朝鮮人が

血統的に決して日本人になりきれないことを示している。つまり、「日本人」になりきれないからこそ、「日本人」でなく、日本国家への同一化を果たすことによって、自己とホスト社会の同質性を強調することとなる。「自己と国家をあまりにも重ね合わせる思考には問題がある」〔鄭大均 1996〕として幾分かは否定的に述べているが、国家との同一化傾向——強弱差があるとはいえ——を有するのは確かである。

一方、鄭香均の外国籍保持が、朝鮮半島上の国家への帰属意識にもとづいているか否かは鄭香均自身の言説からは不明である。もっとも、先に引用したとおり、日本国籍取得が日本社会では差別する立場に身をおく行動だとする思考が働いており、さらには、鄭香均は在日朝鮮人の被差別性を繰り返し唱えており、鄭香均にとっての外国籍保持とは、自身を日本の植民地支配の証しとすることであろう。それは、「私は二度と日本国籍を取得しようなどとは考えないでしょう。巻き込まれ差別構造を担う一員になることを拒否する生き方を私が選択したこと、日本の侵略戦争と植民地支配制度の真の反省と精算が、何もなされていないことのリアルな証言者である在日朝鮮人を生きることを、私が選択したからです」〔鄭香均 2006: 55〕とする言葉からも理解できる。したがって、鄭大均がいう日本国籍の取得は、アイデンティティと帰属の一致を求め、国家への帰属をはかるものであり、一方の鄭香均にとっての外国籍の保持は、国家への帰属意識をあらわしておらず、強者とならずに弱者のままであることであり、自らを日本の植民地支配の生き証人とするためである。

5. その共通点、類似点

これまでみたとおり、鄭大均は、在日朝鮮人

の日本国籍取得は日本国民の枠組みを広げ、日本の多元化、共生社会に貢献する行為だとし、他方では、国民には国家への貢献、義務を果たす義務があるともしていた。つまり、鄭大均がいう在日朝鮮人の日本社会への貢献とは、日本国家に運命をあずけ、国民としての義務を果たすことである。

なお、鄭大均は「在日が本国との間に持っている関係というのは形ばかりの帰属関係」であり、在日朝鮮人が外国籍を維持し続ける理由を「最も簡単に言えばマンネリズム」ともする⁽²¹⁾。形ばかりの帰属関係であり、かつマンネリズムで保持する外国籍であっても、「韓国の国籍を持っているということは、ある程度は韓国と運命をともにすることを意味するはず」[鄭大均 2005a] とする主張の「ある程度」とは、どの程度を想定しているであろうか。ここでの議論は在日朝鮮人の実態を述べつつも、その実態と国籍との関係性をいささか無視していると思え、さらには、その議論を日本人におきかえてみれば、生まれながらに何ら疑問を持たないままに日本国籍を有する日本人であっても、またはその逆に自己の「日本人性」と日本国籍に疑問を有する者であっても、そのいずれもが日本と運命をともにする必要があるということである。

一方の鄭香均は、個人的な闘いが、在日朝鮮人を代表した闘いとなり、いつしか日本社会の変革を求める闘いへと転化したのは先にみたとおりである。鄭香均の言葉でいえば、「私がこの裁判を通して一緒に考えていただきたいと思うのは、言葉や文化、国籍、民族の歴史など、違いを踏まえた上で、ひとりひとりが違うことを大切にできる社会を、どうしたらつくり出せるか、ということです」[鄭香均 1997a] や、「私は日本で暮らすしかないのです。この日本で死んでい

くのだと思います。ですから、少しでもこの日本社会を住みやすい、一人一人の命が大切にされる、人権が守られる市民社会を居住者という立場でともに創っていかなくては、と思っています」[鄭香均 2005] というものである。これらからわかるとおり、鄭香均自身も日本社会の多元化に貢献しようとする思考がある。鄭香均が自身を「歴史的に形成されてしまった在日朝鮮人という外国籍を持った者として敢えて生きる、日本における定住外国人であり、日本社会の一員です」[鄭香均 2006: 55] や、「故郷である日本を愛したいからこそ、そして、国家イデオロギーなしにそれぞれの伝統や文化を愛することができるためにも、私は故郷であり、異国である日本で、弱く小さい者として、解き放された個、批判精神を持った者として在り続けたい」[鄭香均 2006: 55-56] ともいうように、日本社会を批判しつつもそこで生きることを選択し、さらには何らかの日本社会への貢献をも謳っている。

つまり、鄭大均、鄭香均ともに日本社会への参画、貢献を説いているのは明らかである。両者とも日本社会で生きることを選択し、日本社会への貢献を全否定せず、いわば積極的に参画しようとしている。つまるところ、この両者はその手法——一方は日本国籍の取得、一方は外国籍の保持——は正反対であるが、いずれも日本社会で生き、日本社会への参画を果たそうとしているのである。鄭大均は日本国籍を取得した上で、「この社会のフルメンバー」[鄭大均 2003a] として参画を果たすべきだとする。一方の鄭香均は「日本の侵略戦争と植民地支配制度の真の反省と精算が、何もなされていないことのリアルな証言者である在日朝鮮人を生きる」[鄭香均 2006: 55] ことによって、日本への参画を果たそうとしている。

以上みてきたことから、鄭大均、鄭香均とも、自らを日本社会の構成員とするアイデンティティを有しているのは明らかである。同時に、両者とも日本の植民地支配に出自を有する在日朝鮮人としてのアイデンティティをも有している。しかしながら、鄭大均は韓国での経験から韓国国家への国民アイデンティティを有さず、日本国籍の取得で日本国家の国民アイデンティティの保持を志向した。鄭香均が韓国または北朝鮮国家にアイデンティティを有しているかをその言説からうかがい知ることができないが、日本以外に国籍があり、外国籍というアイデンティティを有しているのはこれまでの引用からは明らかである。鄭大均はエスニックアイデンティティと日本社会構成員としてのアイデンティティを持ち、この2つのアイデンティティと同時に日本国家への同一化をはかるアイデンティティをも志向した。一方の鄭香均も同様にエスニックアイデンティティと日本社会構成員のアイデンティティを有しており、この2つのアイデンティティと外国籍アイデンティティを併存しつつ、何らハンディをもたずに生活できる日本社会を志向したのである。日本国籍取得、外国籍維持とその方向性は異なっているが、両者とも複数のアイデンティティを保有するのは明らかである。

マルティニエロはアイデンティティについて、大多数の研究者がアイデンティティの多数性を抵抗なく認めているとして、「各々の個人が、歴史的・社会的・経済的・政治的文脈に拠りながら、同時にまたは逐次的に具体化されるような複数のアイデンティティによって自らを特徴づけることはあるうることである。たとえば、個人がある職業集団、ある性集団、ある社会階級、ある国民、ある民族集団などに所属してい

るとい感情をもつように。これらさまざまなアイデンティティ要素は、原則として複合的なアイデンティティのなかに構造化され、個人はその複合的アイデンティティを通じ、行為者として社会的相互行為に参加する」[Martiniello, 1995=2002: 31] という。この指摘から鄭大均、鄭香均をみれば、植民地朝鮮に由来するとする歴史、日本社会の構成員として日本国籍取得の主張と、外国籍を維持した上での日本国籍者との同等権利の取得という社会的、政治的文脈に拠って、同時的に複数のアイデンティティを主張しているのである。

6. その経路

しかし、その複数のアイデンティティに至る経緯はきょうだいであっても異なっている。先の引用では、鄭大均は大学進学のために上京したが、一方の鄭香均は大学進学希望にもかかわらず、家庭の経済状況によって母から就職を求められたとするのがあった。兄の鄭大均が働きながらの大学進学であろうとも、その進路を断念する必要がなかったのに対し、妹である鄭香均は就職を求められ、進学の希望が果たせなかった。また、鄭香均が進学から就職に希望を変更した際に学校の教員からすすめられた職は看護師であった。兄に比較すれば、鄭香均は女性であるために自己の希望、進路を阻められた経験を有している。他方の鄭大均の進路が親から制限されることはなかった。もちろん、両者ともに在日朝鮮人であり、日本人と同等の進路が開かれていたわけではない。しかしながら、男性の鄭大均と女性の鄭香均では進路が明らかに異なり、特に女性の鄭香均には家庭からの経済的な負担までが求められていた。

また、鄭大均は留学や韓国での教員生活を經

て、日本の大学教員、すなわち「知識人」ともいわれる立場に就いた。また、在日朝鮮人であることから、在日朝鮮人の「知識人」としての見解が求められ、在日朝鮮人「知識人」という立場からも、在日朝鮮人問題についての自己の主張をまとめ、発表する場は多く、それを求められるもする。それに対し、鄭香均は看護師や保健師という職に従事しており、先のとおり、その職では差別がなかったとしていた。看護師職、保健師職において必要なはその専門性であり、在日朝鮮人の立場性を強調する必要はなく、鄭香均が働く中で、自己を在日朝鮮人としてふりかえる必要と経験はなかったであろう。鄭香均が職業上において外国籍の在日朝鮮人という自己の立場にあらためて直面したのは、管理職試験の受験拒否であった。兄——男性の鄭大均は希望通りに進学でき、日本、アメリカ、韓国の三ヶ国での生活から自己のアイデンティティ観、国家観を培い、「知識人」というそれら自己の思想を活字化し、流布することのできるいわば権力的な立場にいるのに対し、妹の鄭香均は女性であるために進学でなく就職を親から求められ、働きながら取得した資格によって公務員の職に就いたが、昇進試験では受験を拒否される立場におかされた。鄭大均が三ヶ国の国境を越え、生活した経験——筆者からみれば、在日朝鮮人の多くが経験できるものではないと思える——から国家観を思考したに対し、鄭香均は日本国内での職業生活の現場から自己の在日朝鮮人性を思考したのである。各々の経験差が各々の思考と行動に影響を与えているのは明らかであり、さらには、複数のアイデンティティを保持しつつも、鄭大均が日本国籍を所有する日本国民としてのアイデンティティを強調し、鄭香均が被害者としての在日朝鮮人アイデ

ンティティを強調したのも、これらの経験によってである。

先のマルティニエッロは、各々の個人が自らのアイデンティティを歴史的・社会的・経済的・政治的文脈に拠りながら、同時的、逐次的に複数のアイデンティティによって自らを特徴づけることがあるとしていたが、上野も同様にアイデンティティについて、「わたし」を作り上げているのは、ジェンダーや、国籍、職業、地位、人種、文化、エスニシティなど、さまざまな関係性の集合である。「わたし」はそのどれからも逃げられないが、そのどれかひとつに還元されることもない」[上野 1998: 197]として、個人のアイデンティティがこれらの関係性の集合によって成り立つと述べ、単一的なアイデンティティを否定しつつ、アイデンティティが様々な関係性によって構築されるとする。上野の指摘をふまえれば、鄭大均、鄭香均各々のアイデンティティが、ジェンダー、国籍、職業、地位などによって異なったのは明らかでなからうか。先に筆者は、「在日朝鮮人」というカテゴリーもその内実は思考や実態が多様であると述べた。鄭大均、鄭香均はきょうだいであるが、その生育の過程、ジェンダーによる経験差、学歴差、職業的ステータスの格差、留学経験、被差別体験の有無などによって思考が異なり、いずれも複合的アイデンティティを保持しつつも、その志向は日本国籍取得、外国籍維持と異なったのである。

ただし、上野の指摘に戻れば、「わたし」が拒絶するのは、単一のカテゴリーの特権化や本質化である。そうした「固有のわたし」——決して普遍性に還元された「個人」ではない——にとって、どうしても受け入れることのできないのは「代表＝代弁」の論理である」[上野 1998:

197-198]とも続く。複数のアイデンティティの中でも単一カテゴリーを特権化しつつ、そのカテゴリーを代弁することがカテゴリーへの同一化をはかる行為だとしており、では、上野の指摘から鄭大均、鄭香均をみると、各々がアイデンティティの複数性を認めつつも、鄭大均は日本国籍取得を志向する在日朝鮮人のアイデンティティを特権化して代表代弁し、鄭香均は外国籍の在日朝鮮人アイデンティティを特権化し代表代弁した上で、各々がカテゴリー内に同一化して社会的相互行為に参加している。

鄭大均は「望むならコリア系日本人として生きればいいのである」[鄭大均 2003a]とするが、これは在日朝鮮人であり日本人であるとする複合的なアイデンティティを有する一方で日本国籍を有する「コリア系日本人」カテゴリーをうちたて、カテゴリー内への同一化をはかるアイデンティティをもうちたてていると考えるべきである。であるからこそ、「私たちは国際社会、グローバル化社会の中で生きていくとしても、生活や行動の実際的な単位となるのは国民国家という枠組みであり、国民国家体制とは国民間の競争や競合を前提にするもの」[鄭大均 2003a]とあるように、国民国家体制を前提として、在日朝鮮人のアイデンティティと帰属を一致させつつ、国民国家体制に即した国民アイデンティティを喚起させる言説化に至るのである。

一方の鄭香均である。先にもみたように、「巻き込まれ差別構造を担う一員になることを拒否する生き方を私が選択したこと、日本の侵略戦争と植民地支配制度の真の反省と精算が、何もなされていないことのリアルな証言者である在日朝鮮人を生きることを、私が選択した」[鄭香均 2006: 55]とあるように、在日朝鮮人カテゴリーのアイデンティティの特権化をはかってい

る。そのアイデンティティは、これまで述べてきたように、在日朝鮮人の被害者性にもとづき、自身を被害者としての在日朝鮮人に同一化するアイデンティティである。したがって、両者ともこの複数のアイデンティティを保持しつつも、一つを強調して社会的相互行為に参加しているのである。

両者の言説の共通点は明らかである。在日朝鮮人が如何に日本で生きていこうとするのか。如何に日本社会に参画すべきか。ただし、日本国籍取得、外国籍維持と各々の模索する姿が異なっているにすぎない。模索を戦略といいかえ可能かもしれない。鄭大均がいわゆる「右派」との連関から在日朝鮮人と日本人との共生の戦略を描いているのに対し、鄭香均のそれは「左派」とである。だからこそ、両者ともに日本人という他者に対して複数のアイデンティティのうち、日本国民のアイデンティティの強調、外国籍の在日朝鮮人アイデンティティの強調という戦略が必要なのである。そこにたどり着くまでに、鄭大均が韓国社会との相互作用によって在日朝鮮人が韓国社会で異質と確認したのに対し、鄭香均は日本社会で自己が被った差別とその闘いの過程での相互作用から在日朝鮮人が日本社会では異質と確認した。つまり両者とも、自己を異質化する社会での経験が、鄭大均は日本国家への同一化をはかる思考——すなわち「日本人」とする思考——となり、鄭香均のそれは「在日朝鮮人」への同一化という、単一カテゴリーへの同一化を志向させたのである。両者ともに同一化する対象は異なっているが、複数のアイデンティティを保有しつつ単一カテゴリーを強化して自己と他者とを隔てたのに疑いはない。

以上、鄭大均、鄭香均とも、その方法は両極端ではあるが、両者ともにエスニックアイデン

ティティを有しつつ、在日朝鮮人の日本社会への参画を謳い、日本社会の構成員だとする複数のアイデンティティを有しているのが明らかとなった。ただし、日本国籍取得、被害者としての在日朝鮮人と、各々が強調するアイデンティティは異なっている。両者にみられる単一カテゴリーの強調は、日本社会での生き方、日本人という他者との関係構築のために自己の存在を強調する戦略であり、それは、各々にとっての他者化した社会——韓国社会、日本社会——との相互作用から生じたものであった。鄭大均、鄭香均、各々の言説は戦略であったとしても、その戦略は各々が各々の言説に囚われていった結果である。すなわち、鄭大均と韓国社会との相互作用、鄭香均と日本社会との相互作用によって構築された各々の言説と単一アイデンティティの特権化は、自らがつくりあげた言説と日本社会、日本人との相互作用によって、さらなる言説の構築と単一アイデンティティの特権化、カテゴリーへの同一化と境界線の強化へとたどり着いたのである。

7. おわりに

現在の在日朝鮮人の中心世代はすでに三世以降に移行しはじめている。そのような在日朝鮮人が、朝鮮半島にある北朝鮮、韓国との同一化でなく、鄭大均がいうように日本国籍の取得でアイデンティティと帰属を一致させ、日本人という枠組みを広げつつ、日本国家への同一化と献身をはかることはあり得る。自己のアイデンティティの不安定を自覚し、疎外感を抱くほどに、国家や民族が確かなものだと惹かれていく。日本国籍取得による日本社会の多元化への貢献という鄭大均のロジックは、疎外感を抱く在日朝鮮人に強く響くものであり、この言説が在日

朝鮮人に受け入れられる可能性は決して低い。鄭大均の言説は国家との同一化を迫るものであった。つまり、日本国家という枠組みを前提に在日朝鮮人と本国の朝鮮人との区別化をはかりつつ、日本人というカテゴリーを強化するナショナリズム⁽²²⁾であったともいえる。

では、鄭香均はどうだろうか。鄭香均は東京高裁判決後の講演にて、「問われているのは日本のナショナリズムです⁽²³⁾」としていた。しかしながら、在日朝鮮人の被差別性を訴え、この裁判を通して「在日朝鮮人を生きることを、私が選択した」[鄭香均 2006: 55]ともしており、自らを在日朝鮮人というカテゴリーに閉じ込め、他との差異を強調している。であるなら、鄭香均の闘いの根底には、在日朝鮮人のナショナリズムがあったといえるのでなからうか。在日朝鮮人が日本社会においてはマイノリティであり、かつ社会的弱者という立場にあることから、弱者のナショナリズムともいえる。弱者のナショナリズムを国家ナショナリズムなどの支配的立場のナショナリズムと区別し、肯定する意見もみられるが⁽²⁴⁾、社会的弱者とは絶対的な位置ではなく、相対的な位置である。在日朝鮮人は日本人との関係では弱者となっても、他の在日外国人からは強者となる。また、日本人という枠組みも社会階層、ジェンダー等、内実は多様であって、一概に強者とするには注意が必要であり、同様に在日朝鮮人もすべてが弱者とはなりえない。そう考えると、弱者のナショナリズムであっても、自らと他者を差異化し、カテゴリー内の同一化を迫りつつ同一化できない他者を排除する傾向が生じるのは疑いがなく、決して手放しに肯定できるものではない。

鄭大均、鄭香均ともに、その方向性は異なっているが、日本社会への貢献を謳うのは共通し

ていた。鄭大均は日本国籍の取得によって、鄭香均は被害者の在日朝鮮人として。だが、いずれも、単一アイデンティティの特権化、カテゴリーの境界線の強化へとつながっている。これらは、在日朝鮮人が日本社会のマイノリティであるため、必要に迫られた戦略であった。在日朝鮮人というマイノリティが日本社会で生きていくには、日本人というマジョリティと関係を構築せざるを得ない。この両者がカテゴリーへの同一化と単一アイデンティティの強調を行いつつ、日本社会への貢献を唱えるのは、マジョリティと対峙せざるを得ないマイノリティだからである。したがって、鄭大均、鄭香均の両者がたどり着いたナショナリズムの責めはマイノリティ側だけにあるのではない。マジョリティにも存在することを理解する必要があるのなかろうか。

*大阪市立大学大学院創造都市研究科博士課程

[注]

- 1) 名前の読みが鄭大均は日本語読み、鄭香均は朝鮮語読みであるが、それぞれへのインタビュー記事や、執筆論文等でのふりがな表記に沿っている。ただし、鄭大均の投稿による1990年6月12日付読売新聞(東京版)「論点」ではそのふりがなが「チョン・テキュン」と朝鮮語読みであり、鄭大均がその名を朝鮮語読みしていた時期もあったのがわかる。
- 2) 本稿では、日本の旧植民地である朝鮮出身者およびその子孫の総称として、「在日朝鮮人」を用いる。ただし、引用では「在日」、「コリアン」、「在日韓国人」など原文のとおりである。
- 3) 法務省ホームページ「帰化許可申請者数等の推移」、http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html、2011年9月8日アクセス。
- 4) 政府統計の総合窓口「国籍(出身地)別在留資格(在留目的)別外国人登録者」、

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001074828>、2012年2月1日アクセス。

- 5) 法務省ホームページ「平成22年末現在における外国人登録者統計について」、<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukantourokusyatoukei110603.html>、2012年2月1日アクセス。
- 6) 「保健師」は、「保健婦」と称されていたが、2001年の「保健師助産師看護師法」の改正に伴い、2002年3月より看護婦、看護士が看護師に、保健婦、保健士が保健師と名称が統一された。本文中の引用では、「保健婦」、「保健師」と名称が混在しているが、法改正前に執筆されたものがあるためである。
- 7) 衆議院第150回国会2000年11月22日「政治倫理の確立および公職選挙法改正に関する特別委員会議録第14号」国会会議録検索システム、<http://kokkai.ndl.go.jp/>、2011年9月12日アクセス。鄭大均は、同委員会での「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員および長の選挙権等の付与に対する法律案」審査の参考人として、辛容祥・在日本大韓民国民団中央本部前団長(当時)、田中宏・龍谷大学教授(当時)とともに出席し、同法案に反対の立場から意見を述べている。
- 8) 本文中に幾度も引用した鄭大均の「在日の耐えられない軽さ」によれば、鄭大均、鄭香均きょうだいには長兄がいる。この兄は国立大受験の失敗後に早稲田大学に入学し、「韓国民族自主統一青年同盟」という組織に参加していた【鄭大均 2006: 79】。副委員長までつとめたが、後に離脱し、2000年に亡くなっている。なお、鄭大均も大学入学後に、同組織に参加していたと同書で述べている。
- 9) 鄭大均の同書には、医師の家庭にて朝鮮学校から日本学校に転校したばかりの女子中学生の家庭教師のアルバイトをしたとの記述がある【鄭大均 2006: 87】。ここで鄭香均がいう兄とは鄭大均のことであろう。
- 10) 鄭大均も同書にて、「この医師宅でありがたかったのは、仕事の後に提供された食事である。わたしは自分の家でコリア風の食事をしたことがない。(中略)キムチがあり、ナムルがあり(中略)コリア風の食事に接したのはこの家をはじめでであり、日本語の話せないハルモニ(おばあさん)のいる家族の風景に接したのもこの家をはじめである」【鄭大均 2006: 87】としている。鄭大均、鄭香均とも、同一の家庭で同一の体験をしていた。
- 11) 鄭香均の裁判は、外国籍者の公務就任に関してはじめての司法判断となったものである。一審では「当然の法理」

(後述)を追認する形で東京都の主張が認められた。控訴審では鄭香均の勝訴となったが、「当然の法理」を前提とした上で、外国籍者に対してその任用可能な職と不可の職との範囲を区分し、外国籍者にも就ける職があるとした判決であった。上告審では反対意見があったものの、本文中のとおり鄭香均の敗訴となった。

- 12) 鄭香均は東京都を相手に訴訟を起こしたが、「裁判をするということが、どのような事態になるのか想像もできない私は、当初恐ろしくて名前を公表することができませんでした」[鄭香均 2006: 43]とあり、提訴当初は名を伏せていた。しかしながら、「自分の足下で、おかしな事はおかしと言え」ことをめざした提訴であったのに、本人が名前を隠すことの滑稽さと、通称名を使用していた中学生の頃の閉じ込められた自己の苦しさを感じてきました。半年後、名前を公表しました」[鄭香均 2006: 43]としている。
- 13) 毎日新聞東京版、2005年1月27日朝刊27面
- 14) 朝日新聞東京版、2005年1月27日朝刊34面
- 15) 読売新聞東京版、2005年1月27日朝刊31面
- 16) 1953年、政府からの「わが国の公務員が日本国籍を喪失した場合、その者は、公務員たる地位を失うか」という照会に対し、「一般にわが国籍の保有がわが国の公務員の就任に必要とされる能力要件である旨の法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわらざる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としないものと解される。(昭和28・3・25「法制局一発第二九号」)として高辻正巳内閣法制局第一部長(当時)が行った回答にもとづき、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわらざる公務員となるには日本国籍が必要とされる[仲原 1993]。これを「当然の法理」という。なお、この「当然の法理」は、上記の回答からもわかるように、明文化された法ではない。また、詳細は字数の関係でふれないが、のちには、「国家意思」が「地方公共団体の意思」、「公の意思」へとも変遷している。鄭香均の裁判の最高裁判決では、公権力を行使する公務員に外国籍者が就任するのを日本の法体系が想定しないとして、上記の「当然の法理」を事実上追認した。
- 17) 朝日新聞東京版、2005年1月27日朝刊34面
- 18) 鄭大均は鄭香均の訴訟について、外国籍のまま公務員となるのは在日朝鮮人のアイデンティティと帰属のズレを

永続化させると反対し、さらには、「彼女や支持者たちの闘いはもっと政治的なものであり、日本の否定的な一面を印象づけることを目的としていたのだと思う」[鄭大均 2005b]や、「妹は自らを抑圧や差別の被害者と規定し、その生き証人として生きようとしている」[鄭大均 2005a]、「彼女は日本人や日本国を糾弾することを自己の使命としている人間」[鄭大均 2005a]として、運動の「政治的性格」[鄭大均 2005a]をきわめて厳しく批判している。

- 19) 入国管理局職員であった坂中は1977年に執筆した論文の中で、在日朝鮮人の日本国籍取得について、「日本政府としてできることは、在日朝鮮人が日本国民となるのはその実体と将来の動向に適合するものであるとの基本的認識の下に、進んで日本国籍を選択したいという気持ちがある在日朝鮮人の間に自然と盛り上がってくるような社会環境作りを努めることであろう。この意味で何よりも必要なことは、教育の機会と職業選択の自由とを広く在日朝鮮人に認めることであり、この「開かれた日本社会」の実現をめざし、まず政府が率先して在日朝鮮人に公務員および公共企業体職員への門戸を開放し、さらに、国民世論を喚起し、民間企業等の理解と協力を求めることであろう」[坂中(1977) 1999: 132]として、まずは制度的な差別の撤廃をはかることで差別が減少し、在日朝鮮人の日本国籍取得が増加するとの推論を立てていた。1981年に田中は坂中の推論にふれつつ、「おそらく今後、日本政府は在日朝鮮人団体と同床異夢を重ねながら、差別をなくしていく方向に進むであろう。そしてぐっつと緩和された帰化条件を提示しつつ、国籍の選択を迫ってくるであろう」[田中(1981) 1984: 196]と同様の推論をしていた。本文冒頭で日本国籍取得者の増加に簡単にふれたが、これらの数字の動きからは、坂中と田中の推論があながち外れていないことがしめされているのでなかろうか。
- 20) 本引用の「黒い憂鬱」の訳注によれば、「ケネディ政権下の大統領行政令が定めた人権(ママ)差別是正措置の総称。連邦政府と契約する企業に対して、人種、信条、肌の色あるいは出身国にかかわらず、求職者の雇用・待遇を保証することを法的に求めている。具体例としては、少数者、女性の雇用・昇進や高等教育機関への入学を保障するための優先割り当て枠がある」とある。
- 21) 衆議院第150回国会2000年11月22日「政治倫理の確立および公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第14号」国会会議録検索システム、<http://kokkai.ndl.go.jp/>、2011年9月12日アクセス。

22) ナショナリズムについては諸定義があるが、本論ではゲルナーがいうところの「ナショナリズムとは、第一義的には、政治的な単位と民族的な単位が一致しなければならないと主張する一つの政治的原理である」[Gellner, 1983=2000: 1] をふまえ、「政治的な単位と民族的な単位を一致させ、かつ、単位間の同一化をはかり、一致しない他者を排除する思考」と、とりあえずは定義したい。

23) 朝日新聞東京版、2004年8月13日夕刊3面。

24) たとえば、作家の森島博は姜尚中との対談において、「非対称的権力の構図の中で、民族というスティグマを付けられ、西欧近代的な「進歩」の時間軸から取り残された者とされ、一方的に抑圧され収奪された（そして現在もされつづけている）少数民族たち、および「在日××民族」という名で排除され差別されつづけた人々は、当然のように民族概念を正のベクトルを持つ力として立ち上げるし、また、立ち上げるべきだと私は考えます」[姜・森島 2002: 182] としている。ここで森島が述べているのは「民族概念」であるが、これを「民族ナショナリズム」とおきかえても支障はなかろう。この森島の発言に対して姜は、「民族は一般的には語りえない。そこには例外があるんだと言ってくれたのは嬉しかった」[姜・森島 2002: 183] と応答し、決して弱者のナショナリズムを否定していない。

【参考文献】

鄭香均、1997a、「鏡に映る今日——「国籍」に阻まれた私の仕事」[郷人之友]、91(7) : 81-86
 同、1997b、「インタビュー 東京都の国籍任用差別を許さない」[部落解放]、423: 45-52
 同、2005、「都庁国籍任用差別撤廃訴訟——「当然の法理」は許せない——在日二世から見た「歪んだ日本社会」の現状」[マスコミ市民]、437: 18-22
 同、2006、「個をつかむ」、鄭香均編著「正義なき国、「当然の法理」を問いつづけて——都庁国籍任用差別裁判の記録」、明石書店、32-56
 Gellner, Ernest, 1983, Nations And Nationalism, Blackwell Publishers, Oxford. (=2000, 加藤節監訳、「民族とナショナリズム」、岩波書店)
 姜尚中・森島博、2002、「ナショナリズムの克服」、集英社
 金美齢・鄭大均、1998「台湾人と韓国人の本音対談 在日の心、共生の心」[正論]、306: 100-117
 Martiniello, Marco, 1995, L'Ethnicité dans les sciences

sociales contemporaines, Press Universitaires de France, Paris. (=2002, 宮島喬訳、「エスニシティの社会学」、白水社)
 仲原良二、1993、「在日韓国・朝鮮人の就職差別と国籍条項」、明石書店
 坂中秀徳、(1977) 1999、「在日朝鮮人の処遇」[在日韓国・朝鮮人政策論の展開]、日本加除出版、107-137
 Steele, Shelby, 1990, The Content Of Our Character, Carol Mann Agency, New York. (=1994, 李隆訳、「黒い憂鬱——90年代アメリカの新しい人種関係——」、五月書房)
 田中明、(1981) 1984、「在日朝鮮文化人への疑問」[朝鮮断想]、草風館、190-208
 鄭大均、1975、「米国にいる韓国人 その1」[むくげ通信]、33: 9-12・26、むくげの会
 同、1987、「近景の祖国」[思想の科学 第七次]、93: 33-38
 同、1996、「[在日]の民族疲労——国籍条項についての少数意見」[中央公論]、111(10) : 74-79
 同、2003a、「在日は祖国に離別宣言を！」[中央公論]、118(4) : 76-78
 同、2003b、「韓国のナショナリズム」、岩波書店
 同、2005a、「都管理職試験・外国籍拒否は「差別」か「在日」の歪んだ「偶像」」[諸君!]、37(4) : 190-197
 同、2005b、「WORLD AFFAIRS 妹よ、在日は日本国籍を取れ」[Newsweek]、20(7) : 35
 同、2006、「在日の耐えられない軽さ」、中央公論新社
 同、2007、「韓国での生活体験が日本国籍取得を決心させた」、白井美由紀編「日本国籍を取りますか？ 国家・国籍・民族と在日コリアン」、新幹社、91-102
 同、2010、「外国人参政権運動の源流をたどる 韓国民団に問われていること」[中央公論]、125(4) : 220-226
 上野千鶴子、1998、「[記憶]の政治学」[ナショナリズムとジェンダー]、青土社、145-199
 同、2006、「市民権とジェンダー——公私の領域の解体と再編——」[生き延びるための思想——ジェンダー平等の翼]、岩波書店、3-45

